

適正計量管理事業所の手引き 1



愛知県 経済産業局 中小企業部 商業流通課

愛知県計量センター

目次

1	適正計量管理事業所とは	3
2	適正計量管理事業所の指定の要件	3
3	適正計量管理事業所の指定の概要	4
4	適正な計量管理の内容は	5
5	適正計量管理事業所のメリット	5
6	特定計量器とは	6
7	計量士	7
8	審査基準	9
9	審査基準の「適正な計量管理が行われていること」とは	10
10	適正計量管理事業所の指定の申請書の作成について	11
11	変更及び廃止の届出について	12

1 適正計量管理事業所とは

市場の自由化、世界的な商品流通の活発化の中で、グローバルスタンダードを求めて、品質のよい商品を製造し、信用のある取引を推進していく上で、ますます適正な計量管理が重要になってきております。

計量法で規定する特定計量器（はかり等）を使用する事業所であって、適正な計量管理を行う事業所について、一定の基準を満たすと認められたものについては、「適正計量管理事業所」として都道府県知事から指定を受けることができます。

この「適正計量管理事業所」は、計量士の検査と指導のもとに自主的な適正計量管理が進められていると認められた事業所ということになります。

2 適正計量管理事業所の指定の要件

- (1) 計量士が特定計量器の検査を経済産業省令等に基づいた方法により、定期的に行っていること。（非自動はかりは1年に1回）。
- (2) 適正計量管理主任者又は計量士の資格を有する従業員が必要な数だけ置かれ、必要な数の計量士の指導の下に適正な計量管理が行われていること。又は当該事業所に専ら計量管理を職務とする従業員であって計量士の資格を有する者が必要な数だけ置かれ、適正な計量管理が行われていること。（別表1参照）
- (3) 当該事業所における適正計量管理主任者及び従業員が、当該事業所の計量管理を行う計量士により計画的に量目の検査その他の計量管理に関する指導を受け、それに基づき量目の検査及び特定計量器の検査を定期的に行っていること。
- (4) 当該事業所の計量管理を行う計量士の指導の下に当該事業所における計量管理の内容及び方法を記載した計量管理規程を定め、これを遵守していること。
- (5) その他適正な計量管理を行うため、次の事項を遵守するものであること。
 - ア 当該事業所における計量管理を行う計量士が、その職務を誠実に行うこと。
 - イ 申請者は、計量管理に関し、計量士のその職務を行う上での意見を尊重すること。
 - ウ 当該事業所の従業員が、当該事業所の計量管理を行う計量士がその職務を行う上で必要であると認めてする指示に従うこと。

3 適正計量管理事業所の指定の概要

適正計量管理事業所の指定	
概 要	特定計量器を使用する事業所であって、適正な計量管理を行うものについては、適正計量管理事業所の指定を受けることができます。
根 拠 法 令	計量法第 127 条
手 続 対 象 者	適正計量管理事業所の指定を受けようとする方
提 出 方 法	指定を受ける事業所の所在地が特定市内の場合は特定市へ。 指定を受ける事業所の所在地が特定市以外の場合は愛知県計量センター（経済産業局中小企業部商業流通課）へ提出してください。 （申請書、添付書類及び手数料）なお、愛知県計量センターでは愛知県収入証紙を販売しておりませんので、事前にお求めのうえ提出してください。
手 数 料	指定手数料：2,550 円 検査手数料：7,400 円
申請書添付書類 様 式	別紙のとおり
提 出 部 数	提出部数は 1 部（特定市内の場合は 2 部を特定市へ提出）です。
相 談 窓 口	愛知県計量センター 計量指導・検査グループ 東海市南柴田町ロノ割 95 番地 24 電話 052-603-6300 FAX052-603-1396
審 査 基 準	「8 審査基準」のとおりです。
標 準 処 理 期 間	14 日
備 考	愛知県内の特定市は次の 8 市です。 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、 豊川市、豊田市

4 適正な計量管理の内容は

- (1) 計量管理を実施する組織を定めて実行する。
- (2) 使用する特定計量器の検査の実施方法及び時期を定めて実施する。
- (3) 使用する特定計量器の検査のための設備の保管及び整備の方法を定めて実施する。
- (4) 計量の方法及び量目検査の実施の方法及び時期を定めて実施する。
- (5) その他従業員への指導教育方法、台帳の管理方法を定めて実施することが必要です。

5 適正計量管理事業所のメリット

(1) 定期検査の免除

取引又は証明に使用している特定計量器の検査を（計量管理規程）に基づいて自主的に行っているということで、公的機関が行う「定期検査の受検義務」が免除されます。定期検査に代わるものとして定期的な検査が行われますが、計量士による検査なので、事業者の業務スケジュールに合わせて柔軟に実施できます。

(2) 簡易修理の実施

特定計量器の修理は、事業区分（機種別）ごとに届出された製造・修理等の事業者でなければ禁止されていますが、適正計量管理事業所の指定を受けている場合は、計量法で定められた「簡易修理」の範囲の修理が認められています。

(3) 自動捕捉式はかりの検定有効期間が6年に延長されます。（適正計量管理事業所以外は2年）

(4) 信用度のアップ

指定の標識を掲げることにより、計量の適正管理を確実に実施している証明となり事業所の信用度が高まります。

6 特定計量器とは

計量法において、計量をするための器具、機械又は装置を「計量器」と定義し、取引若しくは証明における計量に使用されるか、あるいは、主として一般消費者の生活の用に供される計量器のなかで、計量法において構造、器差について基準を定めている計量器です。

具体的には、計量法施行令第二条に列挙されていますが、長さ計と質量計については次表のとおりです。

特定計量器	摘要
一 タクシーメーター	一般乗用旅客自動車運送事業に用いる自動車に取り付けられる回転尺
二 質量計のうち、次に掲げるもの イ 非自動はかりのうち、次に掲げるもの (1) 目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）が十ミリグラム以上であって、目盛標識の数が百以上のもの（(2)又は(3)に掲げるものを除く。） (2) 手動天びん及び等比皿手動はかりのうち、表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）が十ミリグラム以上のもの (3) 自重計（貨物自動車に取り付けて積載物の質量の計量に使用する質量計をいう。） ロ 自動はかりのうち、目量が十ミリグラム以上であって、目盛標識の数が百以上のもの ハ 表す質量が十ミリグラム以上の分銅 ニ 定量おもり及び定量増おもり（以下単に「おもり」という。）	「非自動はかり」とは、計量結果を得るまでに静止状態において計量を行うもの。 「目量」とは、目盛線表示のときの1目、デジタル表示の1間隔の表す量の値。 「目盛標識の数」とは、目盛線表示の目盛、デジタル表示の間隔の数。 「感量」とは、応答することができる質量の最小の変化。 「手動」とは、はかりへの荷物の載せ降ろし、及びはかりのバランスの調整を行うこと。 「定量増しおもり」とは、台はかりの増しおもり等で、おもりの実質量と表記質量との比が一定（1/50, 1/100 など）のもの。

7 計量士

計量士名	特定計量器名
環境計量士 (騒音・振動関係)	騒音計、振動レベル計
環境計量士 (濃度関係)	<p>濃度計のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ ジルコニア式酸素濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が五体積百分率以上二十五体積百分率以下のもの</p> <p>ロ 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が五十体積百分率以上のもの</p> <p>ハ 磁気式酸素濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が五体積百分率以上二十五体積百分率以下のもの</p> <p>ニ 紫外線式二酸化硫黄濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が五十体積百分率以上のもの</p> <p>ホ 紫外線式窒素酸化物濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が二十五体積百分率以上のもの</p> <p>へ 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計</p> <p>ト 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計</p> <p>チ 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計のうち、最小の目量が百体積百分率未満のもの及び最小の目量が百体積百分率以上二百体積百分率未満のものであって計ることができる最高の濃度が五体積百分率未満のもの</p> <p>リ 化学発光式窒素酸化物濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が二十五体積百分率以上のもの</p> <p>ヌ ガラス電極式水素イオン濃度検出器</p> <p>ル ガラス電極式水素イオン濃度指示計</p> <p>ヲ 酒精度浮ひょう</p>
一般計量士	上記に掲げる特定計量器以外のもの

別表 1

適正計量管理事業所の計量士及び適正計量管理主任者の数及び職務

	流通関係		生産関係	
	大規模小売店の場合	市場等		
計量士	数	事業所ごとに配属されていること。 ただし、同一又は複数の都道府県内に多数の店舗を有するものにおいて、各事業所の計量管理が適正に実施できる場合についてはこの限りではない。(年3回以上巡回する場合)	下記の各号を満たすこと が出来る数以上であること。 (1) 使用計量器を適正に 検査できること。 (2) 指導教育を行えるこ と。(年1回) (3) 自主量目検査を行え ること。(年1回) (4) その他、必要に応じ て現場を指導することが できること。	事業所ごとに配 置されており、使 用計量器の検 査を適正に行うこ とができるもの であること。 (年1回)
	職務	1 使用計量器の検査を適 正に行うこと。 (年1回) 2 適正計量管理主任者の 指導及び計量実務に従事 する者に対して、計量の方 法、計量器の正しい使用方 法等の指導(以下「指導教 育」という。)を年1回以 上行うこと。 3 自主量目検査を行うこ と。	(1) } (2) } 同左 (3) }	ア } イ } 同左 ウ }
適正計量管理主任者	数	売場又は部門ごとに配置さ れていること。	売場、各部門又は店舗ごと に配置されており、計量実 務に従事する者を指導し、 商品量目及び使用計量器 を常時チェックできるこ と。	製造ライン工程 又は部門ごとに 配置されている こと。
	職務	計量実務に従事する者を指 導し、商品量目及び使用計 量器を常時チェックすること。	計量実務に従事する者を 指導し、商品量目及び使用 計量器を常時チェックす ること。	計量実務に従事 する者を指導し、 商品量目及び使 用計量器を常時 チェックするこ と。

※ 市場等とは市場、一般小売店等の小規模小売店またはこれらが共同して計量を管理している場合をいう。(目安は500㎡未満)

※ ガイドラインによる。

8 審査基準

- (1) 特定計量器の種類に応じて経済産業省令で定める計量士が当該事業所で使用する特定計量器について、経済産業省令で定めるところにより、検査を定期的に行うものであること。(法第128条第1項)
- (2) その指定事業所において、計量士は定期検査の対象となる特定計量器又は、計量証明検査を受けるべき特定計量器であって、使用の制限の特例に係る特定計量器以外のものについては、2年に1回定期検査の合格条件に適合するかどうか、経済産業省令で定める方法により検査すること。

また、上記に掲げるもの以外の特定計量器については、その性能が計量法151条第1項第1号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するかどうか、及びその器差が同項第2号の経済産業省令で定める使用公差を超えないかどうかの検査を、同条第2項及び第3項の経済産業省令で定める方法により行うものであること。
- (3) 当該事業所にその従業員であって適正な計量管理を行うために必要な業務を遂行することを職務とする適正計量管理主任者が必要な数だけ置かれ、必要な数の計量士の指導の下に適正な計量管理が行われていること。又は当該事業所に専ら計量管理を職務とする従業員であって計量士の資格を有する者が必要な数だけ置かれ、適正な計量管理が行われていること。
- (4) 適正計量管理主任者及び従業員が当該事業所の計量管理を行う計量士により計画的に量目の検査その他の計量管理に関する指導を受け、それに基づき量目の検査及び特定計量器の検査を定期的に行っていること。
- (5) 当該事業所の計量管理を行う計量士の指導の下に当該事業所における計量管理の内容及び方法を記載した計量管理規程を定め、これを遵守していること。
- (6) その他適正な計量管理を行うため、次の事項を遵守するものであること。
 - ア 当該事業所における計量管理を行う計量士が、その職務を誠実に行うこと。
 - イ 申請者は、計量管理に関し、計量士のその職務を行う上での意見を尊重すること。
 - ウ 当該事業所の従業員が、当該事業所の計量管理を行う計量士がその職務を行う上で必要であると認めてする指示に従うこと。

9 審査基準の「適正な計量管理が行われていること」とは

- (1) 法令等の遵守状況について
 - ア 届出等を遅滞なく行っていること。
 - イ 年次報告と実態に相違がないこと。

 - (2) 計量管理規程及び組織について
 - ア 計量管理規程どおりに組織が機能していること。
 - イ 計量管理規程を定期的に見直していること。

 - (3) 検査設備について
 - ア 検査設備は使用する計量器に応じ必要なものが充足されていること。
 - イ 検査設備が良好に管理されていること。
 - ウ 検査設備の借用については賃貸契約書等が保管されていること。

 - (4) 使用計量器について
 - ア 定期的検査が適正に実施されていること。
 - イ 不合格計量器の処置が適切に行われていること。

 - (5) 量目管理（製造工程中の製品計量（計測）含む。）について量目検査の結果を適切に活用していること。

 - (6) 台帳の管理について
 - ア 基準器等及び検査設備の管理台帳の記録が整理されていること。
 - イ 使用計量器の管理台帳の記録が整理されていること。
 - ウ 合格証紙の受け払い等の管理が適正に実施されていること。
 - エ 量目管理台帳の記録が整理されていること。

 - (7) 指導教育について
 - ア 計量士に適正計量管理主任者等に対し計量講習会等を開催させ、計量管理の方法及び量目検査方法などの知識及び技術の習得に努めさせる等、定期的に従業員教育を実施していること。
 - イ 計量士又は適正計量管理主任者が必要に応じて担当者を指導していること。
 - ウ 指導教育について実施記録が整理されていること。
- （以上、ガイドラインによる。）

10 適正計量管理事業所の指定の申請書の作成について必要書類

適正計量管理事業所 指定申請書	1 通（事業所が特定市内にあるものについては正副 2 通）
	別紙 1 に使用する計量器の性能と数を記載する。
	別紙 2 に計量管理の方法に関する事項を記載する。 又は計量管理規程のとおりとする。 様式は自由で下記の項目が記載されていること。 ① 実施組織の図示 ② 特定計量器の検査の方法と時期（特定計量器検定検査規則に基づく検査） ③ 特定計量器の検査の設備と整備の方法（基準器等一覧表及び基準器成績書の写し等）（検査設備管理台帳） ④ 計量の方法と量目検査の方法（量目管理台帳） ⑤ その他必要事項（従業員の研修、台帳管理等）
	指定手数料… 2,550 円（愛知県収入証紙）
適正計量管理事業所 指定検査申請書	1 通
添付書類	①住民票(法人にあつては商業登記簿謄本)
	②事業所の平面図(特定計量器等配置図) (番号の記入も)
	③事業所への道順
	④計量士登録証の写し
	⑤計量管理規程
	⑥基準器検査成績書及び基準器貸借契約書の写し (自社所有以外の場合)
	⑦使用計量器管理台帳、検査設備管理台帳、量目管理台帳の様式
	⑧検査手数料… 7,400 円 (愛知県収入証紙、ただし、特定市内の事業所は各特定市にお尋ねください。)

※計量士が他に複数の事業所を委託されている場合は、検査の時期と周期を明示してください。

※従業員教育、適正計量管理主任者養成の方法（周期を含む。）を具体的に明示してください。

※申請書の作成については、同一の都道府県又は特定市内に 2 つ以上の事業所を有するものは、それらの事業所を一括して行うことができます。

※申請書の作成については、その構成員の全ての事業所につき、同一の計量士が計量管理を行うとされている団体の構成員は、共同して行うことができます。

1.1 変更及び廃止の届出について

届出事項に変更があった場合及び事業を廃止した場合は、遅滞なく届出が必要です。届出書と添付書類を添えて提出して下さい。(いずれも手数料は無料)

添付書類一覧表

変更事項		届出書（個人、法人共通）	個人の場合	法人の場合
住所	移転	指定申請書記載事項変更届（様式第55）	住民票	登記事項証明書
	住所表示又は地番変更	指定申請書記載事項変更届（様式第55）	証明書	証明書
氏名又は名称		指定申請書記載事項変更届（様式第55）	住民票	登記事項証明書
法人の代表者 ※		指定申請書記載事項変更届（様式第55）	—	登記事項証明書
事業所の所在地	移転	指定申請書記載事項変更届（様式第55） 事業所平面図	—	—
	住所表示又は地番変更	指定申請書記載事項変更届（様式第55）	証明書	証明書
使用する特定計量器の名称、性能及び数		指定申請書記載事項変更届（様式第55） ※特定計量器一覧表を添付	—	—
計量士		指定申請書記載事項変更届（様式第55） 計量士登録証の写し	—	—
事業譲渡による氏名・名称		指定申請書記載事項変更届（様式第55） 事業譲渡証明書（様式第56）	住民票	登記事項証明書
分割による事業の継承により氏名・名称		指定申請書記載事項変更届（様式第55） 事業承継証明書（様式第58の2）	—	登記事項証明書
相続による氏名・名称		指定申請書記載事項変更届（様式第55） 相続証明書（様式第58）又は 事業承継同意証明書（様式第57）	住民票	登記事項証明書
合併による氏名・名称		指定申請書記載事項変更届（様式第55）	—	登記事項証明書
事業の廃止		事業廃止届（様式第59）	—	—

※変更届とは適正計量管理事業所指定申請書記載事項変更届（様式第55）

※法人における株主総会等（譲渡、合併を除く）において、単に代表者が変更された場合は登記簿の謄本は必要ありません。